

保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（南地区・使用施設）

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																																										
<p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21) (変更なし)</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、次号から第2-6-25号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23) (変更なし)</p> <p>(24) 集合体試験課長は、FMFに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行うとともに、AGF、<del>MMF及びMMF-2</del>に関する核燃料物質等（放射性廃棄物を除く。）の運搬業務を行う。ただし、第18号、第21号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(25) (変更なし)</p> <p>(26) <del>材料試験課長は、MMF及びMMF-2に関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第18号、第21号、第24号及び第33号に掲げる業務を除く。</del></p> <p>(27)～(33) (変更なし)</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <p>(MMF) ⇐</p> <table border="1" data-bbox="1341 365 2309 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)天然ウラン及びその化合物</td> <td rowspan="6">自□令和元年5月9日⇐ 至□令和4年3月31日⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td>(2)劣化ウラン及びその化合物</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)濃縮ウラン及びその化合物</td> <td>濃縮度20%未満⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td>濃縮度20%以上⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td>(4)プルトニウム及びその化合物</td> <td>1mg-Pu⇐</td> <td>1mg-Pu⇐</td> </tr> <tr> <td>(5)上記物質の(3)及び(4)を含む物質⇐</td> <td>3mg-U・Pu⇐</td> <td>3mg-U・Pu⇐</td> </tr> <tr> <td>(6)トリウム及びその化合物</td> <td>⇐</td> <td>⇐</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (5)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。⇐</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <p>(MMF-2) ⇐</p> <table border="1" data-bbox="1341 1115 2309 1667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)天然ウラン及びその化合物</td> <td rowspan="6">自□令和元年5月9日⇐ 至□令和4年3月31日⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td>(2)劣化ウラン及びその化合物</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)濃縮ウラン及びその化合物</td> <td>濃縮度20%未満⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td>濃縮度20%以上⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> <td>1mg-U⇐</td> </tr> <tr> <td>(4)プルトニウム及びその化合物</td> <td>1mg-Pu⇐</td> <td>1mg-Pu⇐</td> </tr> <tr> <td>(5)上記物質の(3)及び(4)を含む物質⇐</td> <td>3mg-U・Pu⇐</td> <td>3mg-U・Pu⇐</td> </tr> <tr> <td>(6)トリウム及びその化合物</td> <td>⇐</td> <td>⇐</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (5)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。⇐</p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	(1)天然ウラン及びその化合物	自□令和元年5月9日⇐ 至□令和4年3月31日⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐	(2)劣化ウラン及びその化合物	1mg-U⇐	1mg-U⇐	(3)濃縮ウラン及びその化合物	濃縮度20%未満⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐	濃縮度20%以上⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐	(4)プルトニウム及びその化合物	1mg-Pu⇐	1mg-Pu⇐	(5)上記物質の(3)及び(4)を含む物質⇐	3mg-U・Pu⇐	3mg-U・Pu⇐	(6)トリウム及びその化合物	⇐	⇐	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	(1)天然ウラン及びその化合物	自□令和元年5月9日⇐ 至□令和4年3月31日⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐	(2)劣化ウラン及びその化合物	1mg-U⇐	1mg-U⇐	(3)濃縮ウラン及びその化合物	濃縮度20%未満⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐	濃縮度20%以上⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐	(4)プルトニウム及びその化合物	1mg-Pu⇐	1mg-Pu⇐	(5)上記物質の(3)及び(4)を含む物質⇐	3mg-U・Pu⇐	3mg-U・Pu⇐	(6)トリウム及びその化合物	⇐	⇐	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、共通編 添付書類4の図2の保安管理組織図に示すMMF, MMF-2が施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2に関する記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
核燃料物質の種類	予定使用期間			年間予定使用量																																																								
		最大存在量	延べ取扱量																																																									
(1)天然ウラン及びその化合物	自□令和元年5月9日⇐ 至□令和4年3月31日⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																									
(2)劣化ウラン及びその化合物		1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																									
(3)濃縮ウラン及びその化合物		濃縮度20%未満⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																								
		濃縮度20%以上⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																								
(4)プルトニウム及びその化合物		1mg-Pu⇐	1mg-Pu⇐																																																									
(5)上記物質の(3)及び(4)を含む物質⇐		3mg-U・Pu⇐	3mg-U・Pu⇐																																																									
(6)トリウム及びその化合物	⇐	⇐																																																										
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																																																										
		最大存在量	延べ取扱量																																																									
(1)天然ウラン及びその化合物	自□令和元年5月9日⇐ 至□令和4年3月31日⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																									
(2)劣化ウラン及びその化合物		1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																									
(3)濃縮ウラン及びその化合物		濃縮度20%未満⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																								
		濃縮度20%以上⇐	1mg-U⇐	1mg-U⇐																																																								
(4)プルトニウム及びその化合物		1mg-Pu⇐	1mg-Pu⇐																																																									
(5)上記物質の(3)及び(4)を含む物質⇐		3mg-U・Pu⇐	3mg-U・Pu⇐																																																									
(6)トリウム及びその化合物	⇐	⇐																																																										

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(管理区域)</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、<del>MMFについては別図第4、MMF-2については別図第5</del>、FMMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
<p>(放射線管理用機器類の管理)</p> <p>第50条 放射線管理第1課長は、別表第20 <u>及び別表第23</u> から別表第26までに掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
<p>(固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第53条 作業担当課長は、固体廃棄物を封入し廃棄する場合は、別表第30に掲げるところに従い、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。ただし、WDFにあっては、大型機械等を固体廃棄物としてセル又はホールに受け入れ、前処理を実施することができる。</p> <p>5 作業担当課長は、第1項から第4項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、別表第11第2項(リ)及び(ヌ)に従い記録する。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項の記録を別表第11第2項(リ)及び(ヌ)に従い保存する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第1項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>8 管理区域管理者（高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、第1項に基づきAGF、<del>MMF、MMF-2</del>及びFMMFから固体廃棄物をWDFで前処理するために環境技術課長に引き渡す場合は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含んだ物を引き渡してはならない。</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、<del>MMF</del>及びF MFについては高速炉第1課長がJ W T Fの廃棄物処理設備により、A G Fについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMFの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
<p>(廃液タンクの液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJ W T F又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJ W T Fへ移送するときは、<del>MMF</del>及びWDFからは専用の廃液運搬車を使用し、F MFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJ W T Fに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、<del>MMF</del>及びF MFについては高速炉第1課長がJ W T Fの廃棄物処理設備により、A G Fについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>《以下省略》</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMFの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
<p>第63条 環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された固体廃棄物及び第54条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第30及び別表第31に掲げる線量当量率又は放射性物質含有量の基準又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあつては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、線量当量率等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 環境技術課長、高速炉第1課長及び燃料試験課長は、第56条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第31に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、<del>MMF</del>、<del>MMF-2</del>、F MF、WDF及びI R A Fにおいては専用の廃液運搬車、A G Fにおいては専</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、</p>



保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>用の廃液運搬車又は廃液輸送管、J W T Fにおいては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第3-1に掲げる液体廃棄物Aの濃度の基準に従うものとする。</p> <p>《以下省略》</p>	<p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
<p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第64条 管理区域管理者は、固体廃棄物を環境技術課長に引き渡すまでの間、保管廃棄施設に保管する。</p> <p>2 前項の保管廃棄施設は、AGFについては別図第3、<del>MMFについては別図第4</del>、F MFについては別図第6、WDFについては別図第7、J W T Fについては別図第8、I R A Fについては別図第9に定めるとおりとする。<del>ただし、MMF-2において固体廃棄物を保管する場合は、MMFの保管廃棄施設で保管する。</del></p> <p>《以下省略》</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> </ul>
<p>(要員の配置)</p> <p>第65条 施設管理統括者は、使用施設等の核燃料物質等の取扱業務を行う者を確保する。</p> <p>2 放射線管理部長は、使用施設等の放射線管理等の業務を行う者を確保する。</p> <p>3 集合体試験課長は、第5条第1項第24号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>4 燃料試験課長は、第5条第1項第25号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>5 <del>材料試験課長は、第5条第1項第26号の業務を行うために、要員を配置する。</del></p> <p>6 高速炉技術課長は、第5条第1項第28号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>7 高速炉第1課長は、第5条第1項第29号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>8 高速炉第2課長は、第5条第1項第30号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>9 高速炉照射課長は、第5条第1項第31号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>10 環境技術課長は、第5条第1項第33号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>11 施設管理者は、別表第4-1に定める設備の操作に関して、設備ごとに担当者を定める。</p> <p>12 放射線管理第1課長は、第5条第1項第18号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>13 放射線管理第1課長は、別表第2-0 <del>及び別表第2-3</del> から別表第2-6に関して、機器ごとに担当者を定める。</p> <p>14 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質等の取扱いに際し、臨界管理に係る計量管理を行う担当者を定める。</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> </ul>
<p>(臨界管理)</p> <p>第73条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の使用、保管及び運搬を行うときは、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 核燃料物質の使用及び保管に係る臨界管理は、管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。ただし、FMFの除染セル、クリーンセル、第2除染セルにおける取扱い及び集合体キャスクによる移送においては、質量管理及び形状管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第4-0のとおりとする。</p> <p>3 AGF、<del>MMF、MMF-2</del>、FMF及びI R A Fへ施設外より核燃料物質を受け入れるときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) <del>MMF、MMF-2</del> <del>及び</del> I R A Fにおいて、計量管理を担当する者は、受入れ後の施設全体の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> </ul>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明								
<p>(2) AGF、<del>MMF</del>、<del>MMF-2</del>及びFMFにおいて、計量管理を担当する者は、別表第40に掲げる受け入れる取扱区域における受入れ後の在庫量が取扱制限以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>4 AGF、<del>MMF</del>、<del>MMF-2</del>及びFMF内において、別表第40に掲げる取扱区域間で核燃料物質を移動するときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>《以下省略》</p>										
<p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第74条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、セル等<del>(MMFにおいて被覆管試験セル、MMF-2においてはNo.1セル及びNo.2-1セルに限る。)</del>及びフード以外の場所で核燃料物質を使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる核燃料物質を使用する場合並びに、IRAFにおいてFPソース要素及び核燃料物質はくを使用する場合並びにFMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計）において気密を保持した上で微量の核燃料物質を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天然ウラン（化合物を含む。）又は劣化ウラン（化合物を含む。）</p> <p>(2) 濃縮ウラン（化合物を含む。）、プルトニウム（化合物を含む。）、ウラン-233（化合物を含む。）、濃縮ウラン（化合物を含む。）とプルトニウム（化合物を含む。）の混合物のいずれかであって密封（電着線源等を含む。）されたもの。</p> <p>《以下省略》</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>本文</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1338 730 2297 840"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1338 840 2297 1768"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-①</td> <td> <p>《省略》</p> <p><u>表2-1 場所別使用方法のうち、電顕室における集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）及び透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を用いた加工及び観察・分析作業、並びに実験室における二次イオン質量分析計（以下「SIMS」という。）を用いた分析作業は、以下の使用の方法及び安全対策に従う。</u></p> <p><u>(1) 試料移送</u></p> <p><u>FIB、TEM及びSIMSで使用する試料は、その全放射エネルギーが核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の九の二のロで規定されるセル等の気密設備の使用を要しない放射エネルギー(37MBq)未満であることをGe半導体検出器等を用いて金相セルグローブポート(P-18)内で確認した後、金相セルグローブポート(P-18)より気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して電顕室又は実験室に移送する。</u></p> <p><u>金相セルから移送された試料は、電顕室又は実験室の各装置の試料導入部に放射性物質の閉じ込め機能として接続された試料交換用ボックスに搬入する。各装置での試料交換時は、試料交換の都度、試料交換用ボックスを試料導入部に接続し、試料交換用ボックス内で金属容器からの試料取出し及び各装置内への試料搬入を行う。さらに、各装置間で試料を移送する際は、各試料交換用ボックス間で移送する。</u></p> <p>《省略》</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の方法	1	(変更なし)	整理番号	使用の方法	1-①	<p>《省略》</p> <p><u>表2-1 場所別使用方法のうち、電顕室における集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）及び透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を用いた加工及び観察・分析作業、並びに実験室における二次イオン質量分析計（以下「SIMS」という。）を用いた分析作業は、以下の使用の方法及び安全対策に従う。</u></p> <p><u>(1) 試料移送</u></p> <p><u>FIB、TEM及びSIMSで使用する試料は、その全放射エネルギーが核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の九の二のロで規定されるセル等の気密設備の使用を要しない放射エネルギー(37MBq)未満であることをGe半導体検出器等を用いて金相セルグローブポート(P-18)内で確認した後、金相セルグローブポート(P-18)より気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して電顕室又は実験室に移送する。</u></p> <p><u>金相セルから移送された試料は、電顕室又は実験室の各装置の試料導入部に放射性物質の閉じ込め機能として接続された試料交換用ボックスに搬入する。各装置での試料交換時は、試料交換の都度、試料交換用ボックスを試料導入部に接続し、試料交換用ボックス内で金属容器からの試料取出し及び各装置内への試料搬入を行う。さらに、各装置間で試料を移送する際は、各試料交換用ボックス間で移送する。</u></p> <p>《省略》</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する条文の変更であり、齟齬はない。</li> </ul>
整理番号	使用の方法									
1	(変更なし)									
整理番号	使用の方法									
1-①	<p>《省略》</p> <p><u>表2-1 場所別使用方法のうち、電顕室における集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）及び透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を用いた加工及び観察・分析作業、並びに実験室における二次イオン質量分析計（以下「SIMS」という。）を用いた分析作業は、以下の使用の方法及び安全対策に従う。</u></p> <p><u>(1) 試料移送</u></p> <p><u>FIB、TEM及びSIMSで使用する試料は、その全放射エネルギーが核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の九の二のロで規定されるセル等の気密設備の使用を要しない放射エネルギー(37MBq)未満であることをGe半導体検出器等を用いて金相セルグローブポート(P-18)内で確認した後、金相セルグローブポート(P-18)より気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して電顕室又は実験室に移送する。</u></p> <p><u>金相セルから移送された試料は、電顕室又は実験室の各装置の試料導入部に放射性物質の閉じ込め機能として接続された試料交換用ボックスに搬入する。各装置での試料交換時は、試料交換の都度、試料交換用ボックスを試料導入部に接続し、試料交換用ボックス内で金属容器からの試料取出し及び各装置内への試料搬入を行う。さらに、各装置間で試料を移送する際は、各試料交換用ボックス間で移送する。</u></p> <p>《省略》</p>									

保安規定変更申請	使用変更許可	説明				
<p><del>（燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理に伴う安全対策）</del></p> <p><del>第74条の3 燃料試験課長は、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン試料（以下この条において「試料」という。）の酸化処理が完了するまでは、試料が第3条の3の「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を満たしていないため、施設内の試料の移動作業、試料のバッグイン及びバッグアウト作業並びに試料の酸化処理におけるグローブボックス作業において、作業員に全面マスクを着用させて内部被ばくの防止の措置を講ずる。</del></p> <p><del>2 燃料試験課長は、試料を収納した金属容器のバッグアウト時には金属容器表面及びバッグ表面の汚染検査を行うとともに、金属容器を金属製の気密容器に収納した上で移動する。</del></p> <p><del>3 燃料試験課長は、酸化処理における加熱時は、消火剤を設置する等の火災対策を行うとともに、常時監視を実施して安全を確保する。</del></p> <p><del>4 燃料試験課長は、試料の酸化処理に係る作業を行う場合、別表第4-4で必要とされる十分な力量を有する者を作業に充てる。</del></p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>本文</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1350 294 2300 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 294 1498 346">整理番号</th> <th data-bbox="1498 294 2300 346">使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 346 1498 651">1</td> <td data-bbox="1498 346 2300 651"> <p>① 《省略》</p> <p><del>② 燃料研究棟の試料の酸化処理を行う（別添1 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検等に係る使用の方法（照射燃料試験施設）参照）。</del></p> <p>② 福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の分析を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	1	<p>① 《省略》</p> <p><del>② 燃料研究棟の試料の酸化処理を行う（別添1 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検等に係る使用の方法（照射燃料試験施設）参照）。</del></p> <p>② 福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の分析を行う。</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、使用の目的②の変更に対応する条文の削除であり、齟齬はない。</p>
整理番号	使用の目的					
1	<p>① 《省略》</p> <p><del>② 燃料研究棟の試料の酸化処理を行う（別添1 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検等に係る使用の方法（照射燃料試験施設）参照）。</del></p> <p>② 福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の分析を行う。</p>					

保安規定変更申請					使用変更許可	説明
別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条）						
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄		
使用施設等	設備区分		放射線管理用機器			
	主要設備等	付帯設備	施設内管理用	施設外管理用		
(1) 照射燃料試験施設（以下「AGF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) 廃液処理装置 (5) その他付帯設備以外の設備	(1) 換気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器	別表第17及び <del>別表第19</del> に掲げる放射線管理用機器		
<del>(2) 照射材料試験施設（以下「MMF」という。）</del>	<del>(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帯設備以外の設備</del>		<del>別表第21に掲げる放射線管理用機器</del>			
<del>(3) 第2照射材料試験施設（以下「MMF-2」という。）</del>	<del>(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帯設備以外の設備</del>		<del>別表第22に掲げる放射線管理用機器</del>			
(2) 照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第23に掲げる放射線管理用機器			
(3) 固体廃棄物前処理施設（以下「WDF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液処理装置 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第24に掲げる放射線管理用機器			
(4) 廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃棄物処理設備 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第25に掲げる放射線管理用機器			
(5) 照射装置組立検査施設（以下「IRAF」という。）	(1) 廃液設備 (2) その他付帯設備以外の設備		別表第26に掲げる放射線管理用機器			
					【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
					【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	



保安規定変更申請		使用変更許可		説明
別表第2 施設管理者一覧(第3条)				
施設名	施設管理者			
(1) AGF	燃料試験課長			
<del>(2) MMF</del>	<del>材料試験課長</del>			
<del>(3) MMF-2</del>				
(2) FMF	集合体試験課長			
(3) WDF	環境技術課長			
(4) JWTF	高速炉第1課長			
(5) IRAF	高速炉照射課長			
別表第3 管理区域管理者一覧(第3条)				
施設名	管理区域区分	管理区域管理者		
(1) AGF	第一種管理区域	燃料試験課長		
	第二種管理区域			
<del>(2) MMF</del>	<del>第一種管理区域</del>	<del>材料試験課長</del>		
<del>(3) MMF-2</del>	<del>第一種管理区域</del>			
(2) FMF	第一種管理区域	集合体試験課長		
(3) WDF	第一種管理区域	環境技術課長		
(4) JWTF	第一種管理区域	高速炉第1課長		
(5) IRAF	第一種管理区域	高速炉照射課長		
別表第2-1 <del>MMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法(第5-0条、第6-5条)</del>				
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	$\gamma$	6台	管理区域内の $\gamma$ 線の線量率	
非常用モニタ	$\gamma$	3台	臨界事故の検出	
排気モニタ	$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
<del><math>\beta</math>ダストモニタ</del>				
<del><math>\alpha</math>ダストモニタ</del>				
<del>ヨウ素モニタ</del>				
<del>ガスモニタ</del>				
室内ダストモニタ	$\beta$ 、 $\gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	
ハンドフットモニタ	$\beta$ 、 $\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$	1式	線量率並びに表面密度	
		【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略		・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
		【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略		・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
		【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略		・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMFの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。



保安規定変更申請				使用変更許可	説明																																								
別表第2-2 <del>MMF-2放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法(第5-0条、第6-5条)</del>				<b>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</b> 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> </ul>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th> <th>測定線種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>エリアモニタ</del></td> <td><del>γ</del></td> <td><del>5台</del></td> <td><del>管理区域内のγ線の線量率、臨界事故の検出*</del></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>α、β、γ</td> <td>各1台</td> <td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td> </tr> <tr> <td><del>βγダストモニタ</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>αダストモニタ</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>ヨウ素モニタ</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>ガスモニタ</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td> <td>β、γ</td> <td>検出器2台 吸引端1-2ヶ所</td> <td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td> <td>β、γ</td> <td>2台</td> <td>サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーバイメータ</td> <td>α、β、γ</td> <td>1式</td> <td>線量率並びに表面密度</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：3台が臨界事故の検出機能を合わせ持つ</p>				放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	<del>エリアモニタ</del>	<del>γ</del>	<del>5台</del>	<del>管理区域内のγ線の線量率、臨界事故の検出*</del>	排気モニタ	α、β、γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	<del>βγダストモニタ</del>				<del>αダストモニタ</del>				<del>ヨウ素モニタ</del>				<del>ガスモニタ</del>				室内ダストモニタ	β、γ	検出器2台 吸引端1-2ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	ハンドフットモニタ	β、γ	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーバイメータ	α、β、γ	1式	線量率並びに表面密度		
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																																										
<del>エリアモニタ</del>	<del>γ</del>	<del>5台</del>	<del>管理区域内のγ線の線量率、臨界事故の検出*</del>																																										
排気モニタ	α、β、γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																																										
<del>βγダストモニタ</del>																																													
<del>αダストモニタ</del>																																													
<del>ヨウ素モニタ</del>																																													
<del>ガスモニタ</del>																																													
室内ダストモニタ	β、γ	検出器2台 吸引端1-2ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																										
ハンドフットモニタ	β、γ	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																																										
サーバイメータ	α、β、γ	1式	線量率並びに表面密度																																										
別表第3-2 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類（第5-6条、第5-7条）				<b>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</b> 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> </ul>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>廃液タンク</th> <th>発生元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AGF</td> <td>放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク</td> <td>手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水 No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、No.11セル内排水 No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水</td> </tr> <tr> <td><del>MMF</del></td> <td><del>放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク</del></td> <td><del>手洗、床排水、試験機冷却水、暗室排水、補機室排水 βγセル床排水、サービスエリア床排水、ホット更衣室床排水 サービスエリア床排水、保守室の流し及び床排水</del></td> </tr> <tr> <td><del>MMF-2</del></td> <td><del>放出前廃液タンク</del></td> <td><del>手洗、床排水、試験機冷却水、サンプリングフード用排水、鉄セル空調機排水</del></td> </tr> <tr> <td>FMF</td> <td>既設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク</td> <td>1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク</td> <td>3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> </tbody> </table>				施設	廃液タンク	発生元	AGF	放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水 No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、No.11セル内排水 No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水	<del>MMF</del>	<del>放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク</del>	<del>手洗、床排水、試験機冷却水、暗室排水、補機室排水 βγセル床排水、サービスエリア床排水、ホット更衣室床排水 サービスエリア床排水、保守室の流し及び床排水</del>	<del>MMF-2</del>	<del>放出前廃液タンク</del>	<del>手洗、床排水、試験機冷却水、サンプリングフード用排水、鉄セル空調機排水</del>	FMF	既設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水		増設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	<b>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</b> 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略																							
施設	廃液タンク	発生元																																											
AGF	放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水 No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、No.11セル内排水 No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水																																											
<del>MMF</del>	<del>放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク</del>	<del>手洗、床排水、試験機冷却水、暗室排水、補機室排水 βγセル床排水、サービスエリア床排水、ホット更衣室床排水 サービスエリア床排水、保守室の流し及び床排水</del>																																											
<del>MMF-2</del>	<del>放出前廃液タンク</del>	<del>手洗、床排水、試験機冷却水、サンプリングフード用排水、鉄セル空調機排水</del>																																											
FMF	既設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水																																											
	増設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水																																											

保安規定変更申請			使用変更許可	説明																								
WDF	放出前廃液貯槽 液体廃棄物A貯槽 α廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水 手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水 αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン	【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMFの記載を削除するので、許可書との齟齬はない。																								
JWTF	液体廃棄物A受入タンク  液体廃棄物B受入タンク  廃液移送タンク ドレンサンプタンク 蒸気ドレンピット	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗  高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、 <del>MMF</del> ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク、 液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水 床ドレン、機器ドレン 蒸気ドレン																										
IRAF	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水																										
別表第33 一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値（第56条、第59条）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>期間</th> <th>放出量 (GBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大洗研究所 (南地区) 全体</td> <td>1年</td> <td><math>3.7 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>AGF</td> <td>1年</td> <td><math>4.4 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td><del>MMF</del></td> <td><del>1年</del></td> <td><del><math>2.2 \times 10^{-2}</math></del></td> </tr> <tr> <td><del>MMF-2</del></td> <td><del>1年</del></td> <td><del><math>2.2 \times 10^{-2}</math></del></td> </tr> <tr> <td>FMF</td> <td>1年</td> <td><math>8.88 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td>WDF</td> <td>1年</td> <td><math>4.4 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td>JWTF</td> <td>1年</td> <td><math>8.88 \times 10^{-2}</math></td> </tr> </tbody> </table>			施設	期間	放出量 (GBq)	大洗研究所 (南地区) 全体	1年	$3.7 \times 10^{-1}$	AGF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$	<del>MMF</del>	<del>1年</del>	<del><math>2.2 \times 10^{-2}</math></del>	<del>MMF-2</del>	<del>1年</del>	<del><math>2.2 \times 10^{-2}</math></del>	FMF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$	WDF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$	JWTF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$	【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略  【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
施設	期間	放出量 (GBq)																										
大洗研究所 (南地区) 全体	1年	$3.7 \times 10^{-1}$																										
AGF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$																										
<del>MMF</del>	<del>1年</del>	<del><math>2.2 \times 10^{-2}</math></del>																										
<del>MMF-2</del>	<del>1年</del>	<del><math>2.2 \times 10^{-2}</math></del>																										
FMF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$																										
WDF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$																										
JWTF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$																										
別表第34 気体廃棄物の放出管理目標値（第58条、第59条）			【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略  【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>期間</th> <th>排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)</th> <th>排気口におけるよう素131の放出量 (GBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AGF</td> <td>1年</td> <td><math>3.06 \times 10^3</math></td> <td><math>5.20 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td><del>MMF</del></td> <td><del>1年</del></td> <td><del><math>3.03</math></del></td> <td><del><math>5.79 \times 10^{-3}</math></del></td> </tr> <tr> <td><del>MMF-2</del></td> <td><del>1年</del></td> <td><del><math>3.03 \times 10^{-3}</math></del></td> <td><del><math>5.78 \times 10^{-2}</math></del></td> </tr> <tr> <td>FMF</td> <td>1年</td> <td><math>2.04 \times 10^4</math></td> <td><math>6.92 \times 10^{-2}</math></td> </tr> </tbody> </table>					施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)	排気口におけるよう素131の放出量 (GBq)	AGF	1年	$3.06 \times 10^3$	$5.20 \times 10^{-2}$	<del>MMF</del>	<del>1年</del>	<del><math>3.03</math></del>	<del><math>5.79 \times 10^{-3}</math></del>	<del>MMF-2</del>	<del>1年</del>	<del><math>3.03 \times 10^{-3}</math></del>	<del><math>5.78 \times 10^{-2}</math></del>	FMF	1年	$2.04 \times 10^4$	$6.92 \times 10^{-2}$				
施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)			排気口におけるよう素131の放出量 (GBq)																							
AGF	1年	$3.06 \times 10^3$			$5.20 \times 10^{-2}$																							
<del>MMF</del>	<del>1年</del>	<del><math>3.03</math></del>	<del><math>5.79 \times 10^{-3}</math></del>																									
<del>MMF-2</del>	<del>1年</del>	<del><math>3.03 \times 10^{-3}</math></del>	<del><math>5.78 \times 10^{-2}</math></del>																									
FMF	1年	$2.04 \times 10^4$	$6.92 \times 10^{-2}$																									
*：放射性物質の主なもの希ガスである。																												

保安規定変更申請			使用変更許可	説明
別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条）			【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。
<del>(2) MMF</del>				
<del>設備名等</del>	<del>負圧設定値</del>	<del>負圧警報設定値</del>		
<del>被覆管試験セル</del>	<del>200Pa以上 -(20mmH<sub>2</sub>O以上) -(セル=操作室間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(セル=操作室間)</del>		
<del>ローディングセル</del>	<del>150Pa以上 -(15mmH<sub>2</sub>O以上) -(セル=操作室間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(セル=操作室間)</del>		
<del>グローブボックス(被覆管試験セル)</del>	<del>200Pa以上 -(20mmH<sub>2</sub>O以上) -(グローブボックス=サ= ビスエリア間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(グローブボックス=サ= ビスエリア間)</del>		
<del>グローブボックス(ガス分析室)</del>	<del>150Pa以上 -(15mmH<sub>2</sub>O以上) -(グローブボックス=ガス 分析室間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(グローブボックス=ガス分 析室間)</del>		
<del>セルグローブボックス(保守室)</del>	<del>200Pa以上 -(20mmH<sub>2</sub>O以上) -(グローブボックス=保守 室間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(グローブボックス=保守 室間)</del>		
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する				
<del>(3) MMF-2</del>				
<del>設備名等</del>	<del>負圧設定値</del>	<del>負圧警報設定値</del>		
<del>No.1セル、No.2=1セル</del>	<del>200Pa以上 -(20mmH<sub>2</sub>O以上) -(セル=操作室間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(セル=操作室間)</del>		
<del>No.2=2セル、No.3セル、 No.4セル</del>	<del>150Pa以上 -(15mmH<sub>2</sub>O以上) -(セル=操作室間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(セル=操作室間)</del>		
<del>グローブボックス(気密型)</del>	<del>200Pa以上 -(20mmH<sub>2</sub>O以上) -(グローブボックス=サ= ビス エリア間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(グローブボックス=サ= ビスエ リア間)</del>		
<del>グローブボックス(負圧型)</del>	<del>150Pa以上 -(15mmH<sub>2</sub>O以上) -(グローブボックス=サ= ビス エリア間)</del>	<del>50Pa -(5mmH<sub>2</sub>O) -(グローブボックス=サ= ビスエ リア間)</del>		
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する				
			【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略	

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																																		
<p>別表第37 セル等内火災に関する消火設備等（第67条）</p> <p>(2) <del>MMF</del></p> <table border="1" data-bbox="222 252 1261 451"> <thead> <tr> <th>セル等名称</th> <th>消火設備等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>被覆管試験セル、ローディングセル</del></td> <td><del>消火器具、 粉末消火剤</del></td> <td><del>給気弁を閉止する</del></td> </tr> <tr> <td><del>グローブボックス</del></td> <td><del>粉末消火剤</del></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <del>MMF-2</del></p> <table border="1" data-bbox="222 525 1261 724"> <thead> <tr> <th>セル等名称</th> <th>消火設備等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>No. 1セル、No. 2-1セル、No. 2-2セル、 No. 3セル、No. 4セル</del></td> <td><del>ハロゲン化物消火設備、 粉末消火剤</del></td> <td><del>給気弁を閉止する</del></td> </tr> <tr> <td><del>グローブボックス</del></td> <td><del>粉末消火剤</del></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) FMF (省略)</p> <p>(5) WDF (省略)</p>	セル等名称	消火設備等	備考	<del>被覆管試験セル、ローディングセル</del>	<del>消火器具、 粉末消火剤</del>	<del>給気弁を閉止する</del>	<del>グローブボックス</del>	<del>粉末消火剤</del>		セル等名称	消火設備等	備考	<del>No. 1セル、No. 2-1セル、No. 2-2セル、 No. 3セル、No. 4セル</del>	<del>ハロゲン化物消火設備、 粉末消火剤</del>	<del>給気弁を閉止する</del>	<del>グローブボックス</del>	<del>粉末消火剤</del>		<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>																																
セル等名称	消火設備等	備考																																																		
<del>被覆管試験セル、ローディングセル</del>	<del>消火器具、 粉末消火剤</del>	<del>給気弁を閉止する</del>																																																		
<del>グローブボックス</del>	<del>粉末消火剤</del>																																																			
セル等名称	消火設備等	備考																																																		
<del>No. 1セル、No. 2-1セル、No. 2-2セル、 No. 3セル、No. 4セル</del>	<del>ハロゲン化物消火設備、 粉末消火剤</del>	<del>給気弁を閉止する</del>																																																		
<del>グローブボックス</del>	<del>粉末消火剤</del>																																																			
<p>別表第39 年間予定使用量（第72条）</p> <p>(2) <del>MMF</del></p> <table border="1" data-bbox="222 955 1305 1354"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>(1) 天然ウラン及びその化合物</del></td> <td><del>1000g=U</del></td> <td><del>1000g=U</del></td> </tr> <tr> <td><del>(2) 劣化ウラン及びその化合物</del></td> <td><del>1500g=U</del></td> <td><del>1500g=U</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><del>(3) 濃縮ウラン及びその化合物</del></td> <td><del>濃縮度20%未満</del></td> <td><del>330g=U</del></td> </tr> <tr> <td><del>濃縮度20%以上</del></td> <td><del>135g=U</del></td> </tr> <tr> <td><del>(4) プルトニウム及びその化合物</del></td> <td><del>105g=Pu</del></td> <td><del>500g=Pu</del></td> </tr> <tr> <td><del>(5) トリウム及びその化合物</del></td> <td><del>50g=Th</del></td> <td><del>50g=Th</del></td> </tr> <tr> <td><del>(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</del></td> <td><del>570g=U・Pu</del></td> <td><del>1000g=U・Pu</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>*：(6)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。</p> <p>(3) <del>MMF-2</del></p> <table border="1" data-bbox="222 1470 1305 1869"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>(1) 天然ウラン及びその化合物</del></td> <td><del>1000g=U</del></td> <td><del>1000g=U</del></td> </tr> <tr> <td><del>(2) 劣化ウラン及びその化合物</del></td> <td><del>4000g=U</del></td> <td><del>4000g=U</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><del>(3) 濃縮ウラン及びその化合物</del></td> <td><del>濃縮度20%未満</del></td> <td><del>660g=U</del></td> </tr> <tr> <td><del>濃縮度20%以上</del></td> <td><del>270g=U</del></td> </tr> <tr> <td><del>(4) プルトニウム及びその化合物</del></td> <td><del>210g=Pu</del></td> <td><del>1000g=Pu</del></td> </tr> <tr> <td><del>(5) トリウム及びその化合物</del></td> <td><del>50g=Th</del></td> <td><del>50g=Th</del></td> </tr> <tr> <td><del>(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</del></td> <td><del>1140g=U・Pu</del></td> <td><del>2500g=U・Pu</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>*：(6)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。</p>	核燃料物質の種類	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	<del>(1) 天然ウラン及びその化合物</del>	<del>1000g=U</del>	<del>1000g=U</del>	<del>(2) 劣化ウラン及びその化合物</del>	<del>1500g=U</del>	<del>1500g=U</del>	<del>(3) 濃縮ウラン及びその化合物</del>	<del>濃縮度20%未満</del>	<del>330g=U</del>	<del>濃縮度20%以上</del>	<del>135g=U</del>	<del>(4) プルトニウム及びその化合物</del>	<del>105g=Pu</del>	<del>500g=Pu</del>	<del>(5) トリウム及びその化合物</del>	<del>50g=Th</del>	<del>50g=Th</del>	<del>(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</del>	<del>570g=U・Pu</del>	<del>1000g=U・Pu</del>	核燃料物質の種類	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	<del>(1) 天然ウラン及びその化合物</del>	<del>1000g=U</del>	<del>1000g=U</del>	<del>(2) 劣化ウラン及びその化合物</del>	<del>4000g=U</del>	<del>4000g=U</del>	<del>(3) 濃縮ウラン及びその化合物</del>	<del>濃縮度20%未満</del>	<del>660g=U</del>	<del>濃縮度20%以上</del>	<del>270g=U</del>	<del>(4) プルトニウム及びその化合物</del>	<del>210g=Pu</del>	<del>1000g=Pu</del>	<del>(5) トリウム及びその化合物</del>	<del>50g=Th</del>	<del>50g=Th</del>	<del>(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</del>	<del>1140g=U・Pu</del>	<del>2500g=U・Pu</del>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF, MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
核燃料物質の種類		年間予定使用量																																																		
	最大存在量	延べ取扱量																																																		
<del>(1) 天然ウラン及びその化合物</del>	<del>1000g=U</del>	<del>1000g=U</del>																																																		
<del>(2) 劣化ウラン及びその化合物</del>	<del>1500g=U</del>	<del>1500g=U</del>																																																		
<del>(3) 濃縮ウラン及びその化合物</del>	<del>濃縮度20%未満</del>	<del>330g=U</del>																																																		
	<del>濃縮度20%以上</del>	<del>135g=U</del>																																																		
<del>(4) プルトニウム及びその化合物</del>	<del>105g=Pu</del>	<del>500g=Pu</del>																																																		
<del>(5) トリウム及びその化合物</del>	<del>50g=Th</del>	<del>50g=Th</del>																																																		
<del>(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</del>	<del>570g=U・Pu</del>	<del>1000g=U・Pu</del>																																																		
核燃料物質の種類	年間予定使用量																																																			
	最大存在量	延べ取扱量																																																		
<del>(1) 天然ウラン及びその化合物</del>	<del>1000g=U</del>	<del>1000g=U</del>																																																		
<del>(2) 劣化ウラン及びその化合物</del>	<del>4000g=U</del>	<del>4000g=U</del>																																																		
<del>(3) 濃縮ウラン及びその化合物</del>	<del>濃縮度20%未満</del>	<del>660g=U</del>																																																		
	<del>濃縮度20%以上</del>	<del>270g=U</del>																																																		
<del>(4) プルトニウム及びその化合物</del>	<del>210g=Pu</del>	<del>1000g=Pu</del>																																																		
<del>(5) トリウム及びその化合物</del>	<del>50g=Th</del>	<del>50g=Th</del>																																																		
<del>(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*</del>	<del>1140g=U・Pu</del>	<del>2500g=U・Pu</del>																																																		



保安規定変更申請		使用変更許可					説明
別表第40 核燃料物質取扱制限量 (第73条)		【施設番号1: 照射燃料試験施設変更許可申請書】					・使用変更許可申請の許可(令和3年6月22日付け)に基づき、表2-3 2)取扱制限量の変更に対応する別表の変更であり、齟齬はない。
(1) AGF		表2-3 2) 取扱制限量					
取扱区域	制限量(グラム)*1	使用場所	計量単位区域	臨界管理方式	系区分	制限量(g)	
ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220	化学室	化学ボックス	質量管理	減速系	220	
No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で220		No.13グローブボックス	質量管理	減速系	220	
No.1-1セル	2,600*2		No.14グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			No.15グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			<del>フード5</del>	<del>質量管理</del>	<del>—</del>	<del>16(mg)</del>	
			<del>フード6</del>	<del>質量管理</del>	<del>—</del>	<del>16(mg)</del>	
鉛セル全域 (No.11セル、No.12セル、No.13セル、No.14セル、No.15セル、No.16セル、No.17セル、No.18セルの一括区域)	鉛セル全体の合計で220	実験室	No.4グローブボックス	質量管理	減速系	220	
化学室全域(化学ボックス、No.13グローブボックス、No.14グローブボックス、No.15グローブボックス、 <del>フード5、フード6</del> の一括区域)	化学室全体の合計で220 <del>但し、フードについては220のうち各0.016とする</del>		No.5グローブボックス	質量管理	減速系	220	
実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックス、 <del>フード3、フード4</del> の一括区域)	実験室全体の合計で220 <del>但し、フードについては220のうち各0.016とする</del>		No.6グローブボックス	質量管理	減速系	220	
ホット工作室全域 (No.17グローブボックス、No.18グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全体の合計で220		No.7グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			No.8グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			<del>フード3</del>	<del>質量管理</del>	<del>—</del>	<del>16(mg)</del>	
		<del>フード4</del>	<del>質量管理</del>	<del>—</del>	<del>16(mg)</del>		
		<del>除染室</del>	<del>No.10グローブボックス</del>	<del>質量管理</del>	<del>減速系</del>	<del>220</del>	
		ホット工作室	No.17グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			No.18グローブボックス	質量管理	減速系	220	
		<del>廃液処理</del>	<del>No.11グローブボックス</del>	<del>質量管理</del>	<del>減速系</del>	<del>220</del>	
恒温室 (No.16グローブボックス)	220	測定室	<del>No.12グローブボックス</del>	<del>質量管理</del>	<del>減速系</del>	<del>220</del>	
<del>測定室全域 (No.12グローブボックス、質量分析用グローブボックスの一括区域)</del>	<del>測定室全体の合計で220</del>		<del>質量分析用グローブボックス</del>	<del>質量管理</del>	<del>減速系</del>	<del>220</del>	
キャスク	1キャスクにつき 2,600*2	操作室*		質量管理	減速系	220	
		恒温室	No.16グローブボックス	質量管理	減速系	220	
		キャスク保管室	1キャスクにつき	質量管理	乾燥系	2,600	
		試料入りキャスク置場	1キャスクにつき	質量管理	乾燥系	2,600	
		サービスエリア	1キャスクにつき	質量管理	乾燥系	2,600	
			<del>その他*</del>	<del>質量管理</del>	<del>減速系</del>	<del>220</del>	
*1:ウラン235、ウラン233及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。 *2:乾燥系に限る。 *3:未照射試料に限る。プルトニウムの場合は密封に限る。		備考 制限量はウラン-235、ウラン-233、プルトニウム全核種の合計量について適用する。					

注；FMF 及びMMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。

\* 未照射燃料に限る。プルトニウムは密封したものに限り。

























【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】

表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (2/3)

セル等	キャスクカー	集合体 キャスク	最大取扱核燃料物質重量 (2/3)				質量管理	減速系
			キャスク1	キャスク2	キャスク3	キャスク4		
(1)天然ウラン及びその化合物	1 kg-U	1 kg-U	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	質量管理	減速系
(2)劣化ウラン及びその化合物	10 kg-U	38 kg-U	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	質量管理	減速系
(3)濃縮ウラン及びその化合物	7.56 <sup>U-235</sup> kg-U	9.35 kg-U	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	質量管理	減速系
(4)プルトニウム及びその化合物	2.83 kg-Pu	4.50 kg-Pu	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	質量管理	減速系
(5)上記物質(3)及び(4)を含む物質	10.39 kg-Pu・U	13.85 kg-Pu・U	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	質量管理	減速系
(6)トリウム及びその化合物	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	0.22 kg <sup>U-235</sup>	質量管理	減速系
管理方法	質量管理	質量又は 形状管理	質量管理	質量管理	質量管理	質量管理	質量管理	減速系
系区分	乾燥系	減速系	減速系	減速系	減速系	減速系	減速系	減速系
参考	集合体 1体 <sup>E7</sup>	ピン 85本 <sup>E4</sup>						
(4)項に対する燃料集合体及び 燃料ピンの数								

注1 「もんじゅ」ブランケット燃料集合体及び同燃料ピンを想定している。  
 注2 「常陽」MK-II照射炉心燃料集合体及び同燃料ピンを想定している。  
 注3 「常陽」MK-II照射炉心燃料集合体及び同燃料ピン並びに「もんじゅ」外側炉心燃料集合体及び同燃料ピンを想定している。  
 注4 「もんじゅ」外側炉心燃料集合体及び同燃料ピンを想定している。  
 注5 U-235 と Pu の合計値  
 注6 「常陽」MK-III内側炉心燃料集合体を想定している。  
 注7 「常陽」MK-III外側炉心燃料集合体を想定している。  
 注8 「もんじゅ」ブランケット燃料ピンを想定している。  
 注9 「もんじゅ」内側炉心燃料ピンを想定している。  
 注10 「常陽」MK-II照射炉心燃料ピン及び「もんじゅ」内側炉心燃料ピンを想定している。

・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、MMFキャスクのFMFへの移管に伴うFMFの表2-3最大取扱核燃料物質重量の変更に対応する別表注釈の変更であり、齟齬はない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																										
<p><del>(2) MMF</del></p> <table border="1" data-bbox="219 216 1228 457"> <tr> <td>取扱区域</td> <td>制限量 (グラム) <del>*1</del></td> </tr> <tr> <td>施設全体</td> <td><del>220</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャスタ</td> <td>キャスタ2基の合計で</td> </tr> <tr> <td>キャスタ2</td> <td><del>220</del><sup>*2*3</sup></td> </tr> </table> <p><del>*1:ウラン235及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。</del></p> <p><del>*2:乾燥系に限る。</del></p> <p><del>*3:天然ウラン、劣化ウラン以外については密封に限る。</del></p> <p><del>注; FMF及びAGFのキャスタを使用する場合は、当該キャスタの制限量かつ施設全体の制限量に従う。</del></p> <p><del>(3) MMF=2</del></p> <table border="1" data-bbox="219 728 1228 1010"> <tr> <td>取扱区域</td> <td>制限量 (グラム) <del>*1</del></td> </tr> <tr> <td>施設全体</td> <td><del>440</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>No. 2=1セル</td> <td><del>220</del></td> </tr> <tr> <td>No. 2=2セル</td> <td><del>440</del><sup>*2*3</sup></td> </tr> <tr> <td>No. 3セル</td> <td><del>220</del><sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><del>*1:ウラン235及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。</del></p> <p><del>*2:乾燥系に限る。</del></p> <p><del>*3:天然ウラン、劣化ウラン以外については密封に限る。</del></p> <p><del>注; FMF及びAGF並びにMMFのキャスタを使用する場合は、当該キャスタの制限量かつ施設全体の制限量に従う。</del></p>	取扱区域	制限量 (グラム) <del>*1</del>	施設全体	<del>220</del>					キャスタ	キャスタ2基の合計で	キャスタ2	<del>220</del> <sup>*2*3</sup>	取扱区域	制限量 (グラム) <del>*1</del>	施設全体	<del>440</del>			No. 2=1セル	<del>220</del>	No. 2=2セル	<del>440</del> <sup>*2*3</sup>	No. 3セル	<del>220</del> <sup>*3</sup>			<p>【施設番号8:照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量:記載省略</p> <p>【施設番号13:照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量:記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可(令和3年6月22日付け)に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF,MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
取扱区域	制限量 (グラム) <del>*1</del>																											
施設全体	<del>220</del>																											
																												
																												
キャスタ	キャスタ2基の合計で																											
キャスタ2	<del>220</del> <sup>*2*3</sup>																											
取扱区域	制限量 (グラム) <del>*1</del>																											
施設全体	<del>440</del>																											
																												
No. 2=1セル	<del>220</del>																											
No. 2=2セル	<del>440</del> <sup>*2*3</sup>																											
No. 3セル	<del>220</del> <sup>*3</sup>																											
																												

保安規定変更申請	
(2) FMF	
取扱区域	制限量 (グラム)
試験セル全体	(省略)
除染セル	(省略)
クリーンセル	(省略)
ラジオグラフィセル	(省略)
金相セル	(省略)
ホットリペア室	(省略)
コンタクトリペア室	(省略)
電顕室	220 - プルトニウム、ウラン-235 の合計量
実験室	220 - プルトニウム、ウラン-235 の合計量
キャスクカー	(省略)
集合体キャスク	(省略)
キャスク 1	(省略)
キャスク 2	(省略)
キャスク 3	(省略)
キャスク 4	(省略)

使用変更許可		説明						
【施設番号 5 : 照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】								
表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (1/3)								
セル等	試験セル	1 kg-U	質量管理	乾減系	集合体 3 体 <sup>注2</sup> + ピン 520 本 <sup>注12</sup> + ピン 255 本 <sup>注14</sup>			
	除染セル	1 kg-U				質量又は 形状管理	減速系	ピン <sup>注4</sup> 170 本
セル等	クリーンセル	1 kg-U	質量又は 形状管理	減速系	ピン <sup>注4</sup> 170 本			
	ラジオグラフィセル	1 kg-U				質量又は 形状管理	乾減系	集合体 1 体 <sup>注2</sup>
	金相セル	0.22 kg <sup>注5</sup>				質量管理	減速系	
	重量部	0.22 kg <sup>注5</sup>				質量管理	減速系	
	実験室	0.22 kg <sup>注5</sup>				質量管理	減速系	
	重量部	0.22 kg <sup>注5</sup>				質量管理	減速系	
最大取扱核燃料物質重量								
管理方法								
系区分								
備考	(4) 項に対する燃料集合体及び燃料ピンの数							
注 1	「もんじゅ」ブランケット燃料集合体及び照射燃料ピンを想定している。							
注 2	「常陽」MK-II 照射炉心燃料集合体及び照射燃料ピンを想定している。							
注 3	「常陽」MK-II 照射炉心燃料集合体及び照射燃料ピン並びに「もんじゅ」外部炉心燃料集合体及び照射燃料ピンを想定している。							
注 4	「もんじゅ」外部炉心燃料集合体及び照射燃料ピン並びに「もんじゅ」外部炉心燃料集合体及び照射燃料ピンを想定している。							
注 5	U-235 と Pu の合計量							
注 6	「常陽」MK-III 内部炉心燃料集合体を想定している。							
注 7	「常陽」MK-III 外部炉心燃料集合体を想定している。							
注 8	「もんじゅ」ブランケット燃料ピンを想定している。							
注 9	「もんじゅ」内部炉心燃料ピンを想定している。							
注 10	「常陽」MK-II 照射炉心燃料ピン及び「もんじゅ」内部炉心燃料ピンを想定している。							

・使用変更許可申請の許可（令和 3 年 6 月 22 日付け）に基づき、表 2-3 最大取扱核燃料物質重量の変更に対応する別表の変更であり、齟齬はない。



保安規定変更申請	
キャスク 5	(省略)
MMF キャスク	220 - プルトニウム、ウラン-235 の合計量
MMF キャスク 2	220 - プルトニウム、ウラン-235 の合計量
第 2 試験セル全体	(省略)
第 2 除染セル	(省略)
C T 検査室	(省略)

(省略)  
注 ; A G F 及び MMF のキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。

使用変更許可		説明																																																																																																																																				
【施設番号 5 : 照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】																																																																																																																																						
表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (2/3)																																																																																																																																						
<table border="1"> <caption>表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (2/3)</caption> <thead> <tr> <th>セル等</th> <th>キャスクカー</th> <th>集合体 キャスク</th> <th>キャスク 1</th> <th>キャスク 2</th> <th>キャスク 3</th> <th>キャスク 4</th> <th>MMF キャスク</th> <th>MMF キャスク 2</th> <th>管理方法</th> <th>系区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大取扱核燃料物質重量</td> <td>1 kg-U</td> <td>1 kg-U</td> <td>0.22 kg<sup>U15</sup></td> <td>0.22 kg<sup>U15</sup></td> <td>0.22 kg<sup>U15</sup></td> <td>0.22 kg<sup>U15</sup></td> <td>0.22 kg<sup>U15</sup></td> <td>0.22 kg<sup>U15</sup></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 1</td> <td>10 kg-U</td> <td>38 kg-U</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 2</td> <td>7.56<sup>U16</sup> kg-U</td> <td>9.35 kg-U</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 3</td> <td>2.83 kg-Pu</td> <td>4.50 kg-Pu</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 4</td> <td>10.39 kg-Pu-U</td> <td>13.85 kg-Pu-U</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 5</td> <td>0.05 kg-Th</td> <td>0.05 kg-Th</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 6</td> <td>質量管理</td> <td>質量又は形状管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 7</td> <td>乾燥系</td> <td>減速系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 8</td> <td>集合体 1 体<sup>U17</sup></td> <td>ビン 85 本<sup>U14</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>質量管理</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>注 9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>注 10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			セル等	キャスクカー	集合体 キャスク	キャスク 1	キャスク 2	キャスク 3	キャスク 4	MMF キャスク	MMF キャスク 2	管理方法	系区分	最大取扱核燃料物質重量	1 kg-U	1 kg-U	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	質量管理	減速系	注 1	10 kg-U	38 kg-U							質量管理	減速系	注 2	7.56 <sup>U16</sup> kg-U	9.35 kg-U							質量管理	減速系	注 3	2.83 kg-Pu	4.50 kg-Pu							質量管理	減速系	注 4	10.39 kg-Pu-U	13.85 kg-Pu-U							質量管理	減速系	注 5	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th							質量管理	減速系	注 6	質量管理	質量又は形状管理							質量管理	減速系	注 7	乾燥系	減速系							質量管理	減速系	注 8	集合体 1 体 <sup>U17</sup>	ビン 85 本 <sup>U14</sup>							質量管理	減速系	注 9											注 10										
セル等	キャスクカー	集合体 キャスク	キャスク 1	キャスク 2	キャスク 3	キャスク 4	MMF キャスク	MMF キャスク 2	管理方法	系区分																																																																																																																												
最大取扱核燃料物質重量	1 kg-U	1 kg-U	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	0.22 kg <sup>U15</sup>	質量管理	減速系																																																																																																																												
注 1	10 kg-U	38 kg-U							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 2	7.56 <sup>U16</sup> kg-U	9.35 kg-U							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 3	2.83 kg-Pu	4.50 kg-Pu							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 4	10.39 kg-Pu-U	13.85 kg-Pu-U							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 5	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 6	質量管理	質量又は形状管理							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 7	乾燥系	減速系							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 8	集合体 1 体 <sup>U17</sup>	ビン 85 本 <sup>U14</sup>							質量管理	減速系																																																																																																																												
注 9																																																																																																																																						
注 10																																																																																																																																						
<p>注 1 「もんじゅ」 プランケット燃料集合体及び照射燃料ビン想定している。</p> <p>注 2 「常陽」 MK-II 照射炉心燃料集合体及び照射燃料ビン想定している。</p> <p>注 3 「常陽」 MK-II 照射炉心燃料集合体及び照射燃料ビン並びに「もんじゅ」 外照射心燃料集合体及び照射燃料ビン想定している。</p> <p>注 4 「もんじゅ」 外照射心燃料集合体及び照射燃料ビン想定している。</p> <p>注 5 U-235 と Pu の合計値</p> <p>注 6 「常陽」 MK-III 内照射心燃料集合体想定している。</p> <p>注 7 「常陽」 MK-III 外照射心燃料集合体想定している。</p> <p>注 8 「もんじゅ」 プランケット燃料ビン想定している。</p> <p>注 9 「もんじゅ」 内照射心燃料ビン想定している。</p> <p>注 10 「常陽」 MK-II 照射炉心燃料ビン及び「もんじゅ」 内照射心燃料ビン想定している。</p>																																																																																																																																						
<p>・使用変更許可申請の許可（令和 3 年 6 月 22 日付け）に基づき、MMF キャスクの FMF への移管に伴う表 2-3 最大取扱核燃料物質重量の変更に対応する別表の変更であり、齟齬はない。</p>																																																																																																																																						

保安規定変更申請		使用変更許可	説明												
別表第4-1 巡視（第65条、第77条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>巡視項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル等*1 フード*1</td> <td>イ 差圧（フードにあつては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ*2の指示温度</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>イ 電流 ロ 電圧</td> </tr> <tr> <td>無停電電源設備*5</td> <td>電圧</td> </tr> <tr> <td>換気設備*6</td> <td>フィルタ差圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：AGF、<del>MMF</del>、<del>MMF-2</del>、FMF、WDF及びJWTF設備            *2：AGF設備及びWDF設備            *3：JWTF設備            *4：AGF設備及びWDF設備            *5：AGF、<del>MMF</del>、<del>MMF-2</del>、FMF、WDF及びIRAF設備            *6：管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る</p>		設備区分	巡視項目	セル等*1 フード*1	イ 差圧（フードにあつては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ*2の指示温度	廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4	外観点検	電源設備	イ 電流 ロ 電圧	無停電電源設備*5	電圧	換気設備*6	フィルタ差圧	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】            5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】            5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>
設備区分	巡視項目														
セル等*1 フード*1	イ 差圧（フードにあつては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ*2の指示温度														
廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4	外観点検														
電源設備	イ 電流 ロ 電圧														
無停電電源設備*5	電圧														
換気設備*6	フィルタ差圧														
別表第4-3 漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するための制限（第74条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>制限*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) AGF</td> <td>1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下*2            2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下*3            3. 上記1項及び2項を同時に行う場合  <math display="block">\frac{\text{切断及び研磨代}}{6\text{mm}^2} + \frac{\text{粉体試料量}}{150\text{g}^3} \leq 1</math></td> </tr> <tr> <td><del>(2) MMF</del></td> <td><del>粉体の核燃料物質が発生する脱ミート後の燃料被覆管（以下「脱ミート後燃料被覆管」という。）を扱う際の長さは、被覆管長さ160cm以下*4-</del></td> </tr> <tr> <td><del>(3) MMF-2</del></td> <td><del>1. 燃料の脱ミートは押し出し式に限る。            2. 脱ミート後燃料被覆管を扱う際の長さは、被覆管長さ320cm以下*4</del></td> </tr> <tr> <td>(4) FMF</td> <td>切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：施設全体での制限とする。            *2：「常陽」MK-III内側炉心燃料を基準とし、飛散した核燃料物質を回収して容器に収納するまでの切断及び研磨代の長さの合計            *3：MA酸化物を20%含む粉体のMA試料を基準とし、扱った粉体の核燃料物質を容器に収納するまでの合計重量  <del>*4：「常陽」MK-III内側炉心燃料の燃料被覆管を基準とし、飛散した核燃料物質を回収して容器に収納するまでの脱ミート後燃料被覆管の長さの合計</del></p>		施設名	制限*1	(1) AGF	1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下*2 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下*3 3. 上記1項及び2項を同時に行う場合 $\frac{\text{切断及び研磨代}}{6\text{mm}^2} + \frac{\text{粉体試料量}}{150\text{g}^3} \leq 1$	<del>(2) MMF</del>	<del>粉体の核燃料物質が発生する脱ミート後の燃料被覆管（以下「脱ミート後燃料被覆管」という。）を扱う際の長さは、被覆管長さ160cm以下*4-</del>	<del>(3) MMF-2</del>	<del>1. 燃料の脱ミートは押し出し式に限る。            2. 脱ミート後燃料被覆管を扱う際の長さは、被覆管長さ320cm以下*4</del>	(4) FMF	切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下*2	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】            5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】            5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF、MMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>		
施設名	制限*1														
(1) AGF	1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下*2 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下*3 3. 上記1項及び2項を同時に行う場合 $\frac{\text{切断及び研磨代}}{6\text{mm}^2} + \frac{\text{粉体試料量}}{150\text{g}^3} \leq 1$														
<del>(2) MMF</del>	<del>粉体の核燃料物質が発生する脱ミート後の燃料被覆管（以下「脱ミート後燃料被覆管」という。）を扱う際の長さは、被覆管長さ160cm以下*4-</del>														
<del>(3) MMF-2</del>	<del>1. 燃料の脱ミートは押し出し式に限る。            2. 脱ミート後燃料被覆管を扱う際の長さは、被覆管長さ320cm以下*4</del>														
(4) FMF	切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下*2														

保安規定変更申請				使用変更許可		説明	
<del>別表第4-4—酸化処理に関する作業における作業員の力量(第7-4条の3)—</del>				【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】		<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、使用の目的②の変更に対応する別表の削除であり、齟齬はない。</p>	
				本文			
				2. 使用の目的及び方法			
評価項目		移動作業	<del>バッグイン・</del> <del>バッグアウト</del> 作業	酸化処理	整理番号		使用の目的
<del>グローブボックス作業</del> <del>—(No.5G-B)—</del>			⊖	⊖	<p>1</p> <p>①照射した燃料等及び核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物（福島第一原子力発電所内で採取したコンクリート、金属材料、有機材料及びその他核燃料物質で汚染された物を含む。）（以下「試料」という。）の照射後試験及び試験を行う。並びにマイナーアクチニド核種であるアメリカシウム及びネプツニウムを含む燃料（以下「MA試料」という。）等の作製及び試験を行う。</p> <p><del>②燃料研究棟の試料の酸化処理を行う（別添-1 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器の開封点検等に係る使用の方法（照射燃料試験施設）参照）。</del></p> <p>②福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の分析を行う。</p>		
<del>グローブボックス作業</del> <del>—(No.15G-B)—</del>			⊖	⊖			
<del>小型焼成用加熱炉の取扱い</del>				⊖			
<del>液体クロマトグラフィー</del> <del>—(前処理炉含む。)—</del> の取扱い				⊖			
核燃料物質等の臨界管理		⊖	⊖	⊖			
核燃料物質の取扱い		⊖	⊖	⊖			
放射線作業の管理		⊖	⊖	⊖			
非常の場合に採るべき措置		⊖	⊖	⊖			
現場作業の安全確保		⊖	⊖	⊖			
グリーンハウスの設置		⊖	⊖	⊖			

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p style="text-align: center;">別図第1 使用施設等の管理組織（第4条）</p>	<p>【施設番号8：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定から材料試験課の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>



保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<div data-bbox="201 180 1299 1682" style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="427 1709 1092 1743">別図第 4 <del>MMF管理区域図(第3-1条、第6-4条)</del></p>	<p data-bbox="1347 1612 1952 1682">【施設番号 8 : 照射材料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p data-bbox="2356 1570 2760 1795">・使用変更許可申請の許可（令和 3 年 6 月 22 日付け）に基づき、施行令 41 条非該当となったため、保安規定から MMF の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<div data-bbox="201 184 1299 1654" style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="468 1667 1050 1701">別図第5 <del>MMF-2管理区域図(第3-1条)</del></p>	<p data-bbox="1347 1688 1982 1722">【施設番号13：照射材料試験施設変更許可申請書】</p> <p data-bbox="1347 1726 1947 1759">5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<ul data-bbox="2356 1650 2760 1873" style="list-style-type: none"> <li>・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、施行令41条非該当となったため、保安規定からMMF-2の記載を削除するので、許可書との齟齬はない。</li> </ul>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<div data-bbox="305 210 1225 1793" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="676 1801 834 1835">《以下省略》</p> <p data-bbox="424 1875 1071 1908">別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p>	<p data-bbox="1347 220 2036 254">【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p data-bbox="1359 260 1599 289">図7-1 1階平面図</p> <div data-bbox="1347 378 2318 1730" data-label="Image"> </div>	<p data-bbox="2338 464 2763 596">・使用変更許可申請の許可（令和3年6月22日付け）に基づき、図7-1 1階平面図の変更に対応する別図の変更であり、齟齬はない。</p>